

定 款

一般社団法人鎌ヶ谷青年会議所

定 款

第1章 総則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人鎌ヶ谷青年会議所と称する(英文での表記は、Kamagaya Junior Chamber Incorporated Association とする。なお、以下「当法人」を「本会議所」と表記する。)

(主たる事務所)

第 2 条 本会議所は、主たる事務所を千葉県鎌ヶ谷市に置く。

(目 的)

第 3 条 目的

本会議所は、青年の英知と勇気と情熱を結集し、地域社会及び国家の政治・経済・社会・文化等の共和と発展を図りながら、指導力開発計画や社会開発計画による集団指導能力を啓発し明るい豊かな社会を築き上げることを目的とする。

(運営の原則)

第 4 条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。
2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事 業)

第 5 条 本会議所は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 政治・経済・社会並びに文化等に関する調査研究及びその改善に資する計画の立案と推進する事業展開
(2) 社会開発力及び指導力啓発の知識並びに教養の修得を含む指導者訓練及び研修の実施
(3) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、世界各国青年会議所その他関係団体との提携
(4) 前号までに掲げるもののほか、第3条の目的を達成するため必要と認める事業

(公 告)

第 6 条 本会議所の公告は、官報に掲載してする。

(事業年度)

第 7 条 本会議所の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 1 2 月 3 1 日に終わる。

第 2 章 会 員

(会員の種類)

第 8 条 本会議所の会員は、次の 4 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- ① 正会員
- ② 特別会員
- ③ 名誉会員
- ④ 賛助会員

(正 会 員)

第 9 条 正会員は、鎌ヶ谷市内及びその周辺に居住し、又は勤務する 2 0 歳以上 4 0 歳未満の品格ある青年で、所定の様式による申込みをし、理事会に於いて承認を得たものとする。但し、事業年度中に 4 0 歳（以下「制限年齢」という）に達した場合は、その事業年度内に限り正会員の資格を有する。

2 すでに他の青年会議所の正会員である者は、本会議所の正会員となる事ができない。

(特別会員)

第 1 0 条 特別会員は、制限年齢に達する事業年度末まで正会員の資格を有した者で、本人の申し出により、理事会に於いて承認を得たものを特別会員とする。

(名誉会員)

第 1 1 条 本会議所に対して特に功労があり、理事会の推薦により社員総会（以下「総会」という。）に於いて承認を得たものを名誉会員とする。

(賛助会員)

第 12 条 本会議所の目的に賛同し、その事業の発展を助成しようとする個人又は団体で、理事会に於いて承認を得たものを賛助会員とする。

(会員の権利)

第 13 条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に携わる全ての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第 14 条 本会議所の会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所が定めるその他の規則を遵守し本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(入会金及び会費)

第 15 条 入会対象者は本会議所入会に際し次の入会金を納入しなければならない。但し、一般企業や法人等を代表して入会するその従業員や職員等、いわゆる企業出向者においては初回の納入時以後の入会金の支払いを免除する。

2 会員は毎年定められた次の会費を所定の期日までに納入しなければならない。

3 既納の入会金及び会費はその理由の如何を問わず、これを返納しないものとする。

① 入会金 20,000円

② 会費

正会員 90,000円

特別会員 20,000円 (OBとなった直後の会費40,000円)

賛助会員 20,000円

(会員の資格喪失)

第 16 条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

① 本人から退会の申し出があったとき

② 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき

③ 死亡し、又は解散したとき

④ 破産の宣告を受けたとき

⑤ 選挙権・被選挙権の行使が停止されたとき

⑥ 除名されたとき

(退 会)

第 17 条 退会しようとする会員は、その年度の会費を納入し、理事長に退会届を提出しなければならない。

2 会員は、自身が保有する本会議所の所持品を速やかに返納し、電子的に管理している機密情報は消去しなければならない。

(休 会)

第 18 条 やむを得ぬ理由により一定期間本会議所の活動等に出席できない正会員は、理事会の承認を得て、休会する事が出来る。但し休会中であっても会費の納入義務を負う。

2 会員より休会解除の申し出を受けた時は、理事会の承認を得て活動の再開を認めることができる。

(除 名)

第 19 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席理事の4分の3以上の同意により除名することができる。この場合においては、総会で、その会員に弁明の機会を与える事ができるものとする。

- ① 本会議所の名誉を棄損し又は目的に反する行為をしたとき
- ② 本会議所の秩序を乱す行為をしたとき
- ③ 本会議所の活動等への出席義務を履行しないとき
- ④ 会費納入義務を履行しないとき
- ⑤ 前号までに掲げるもののほか、会員として適当な者ではないと認めるとき

(会員名簿)

第 20 条 本会議所は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

第3章 役 員

(役員の種類及び員数)

第 21 条 本会議所に次の役員を置く。

- ① 理 事 8名以上18名以内
- ② 監 事 2名
- ③ 直前理事長 1名
- ④ その他（必要に応じて顧問を置くことができる）

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。また、2名以上4名以内を副理事長とする。

3 理事のうち1名を専務理事とする。

(役員資格及び任免)

第22条 理事及び監事は、本会議所の正会員である事を要し、総会に於いて選任及び解任される。

(理事の職務)

第23条 理事は、理事会を組織し、本会議所の業務の執行を決定する。

2 理事長は、本会議所を統轄し、本会議所を代表して職務を総理する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代理し理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 専務理事は、本会議所の常務を処理し、本会議所の運営を総括する。また、第27条及び第28条の場合を除き、役員経験者は当該役員と同等の職務権利をもって役員を補助するものとする。

5 直前理事長は、理事長経験を生かし、本会議所の事業について必要な補助を行う。

(監事の職務)

第24条 監事は次に掲げる職務及び、一般法人法第99条乃至第106条に規定する職務を執行し、また、は権利を行使し義務を履行する。

- ① 理事の職務執行の監査及び監査報告書の作成
- ② 業務及び財産の状況の調査並びに計算書類及び事業報告書の監査
- ③ 社員総会又は理事会への出席と意見の陳述

(役員選任)

第25条 理事及び監事は正会員の中から選出し、総会の承認を得るものとする。

2 理事長、副理事長、専務理事及び顧問は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 直前理事長は、前年度理事長であったものとする。

4 理事、監事及び直前理事長は相互にこれを兼ねることができない。

5 役員選出は別途に定めた方法によるものとする。

(任期)

第 26 条 監事を除く役員任期は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとする。ただし再任を妨げない。

2 監事の任期は、2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠又は増員のため就任した理事の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。補欠のため就任した監事の任期は前任者の残任期間とする。

4 任期満了又は辞任により欠員が生じた場合の退任した役員は、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(資格喪失による退任)

第 27 条 理事又は監事が、会員資格を失ったときは退任するものとする。

(役員解任)

第 28 条 役員が第 19 条各号の一に該当するときは、総会の承認により解任することができる。

(事務局)

第 29 条 本会議所の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には事務局長その他必要な事務局員を置き、理事会の決議を経て理事長が任免する。

3 事務局員は理事長の定めた職務に従事する。

(会議の種類)

第 30 条 会議は、社員総会（本定款に於いては「総会」という。）及び理事会の 2 種とし、正会員又は理事をもって構成する。

第 4 章 総 会

(総会の構成)

第 31 条 本会議所の総会は、正会員をもって構成する。

(総会の種類)

第 32 条 本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 通常総会は、毎年 2 回これを開催し、臨時総会は随時必要なときにこれを開催する。

(総会の招集)

第 33 条 通常総会は、毎年 1 月及び 8 月に理事長が招集する。なお、毎年 1 月に開催される通常総会を定時社員総会とする。

2 総会は、期日の 10 日前までに会議の日時及び場所並びに会議で決議すべき事項を示して、招集しなければならない。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に理事長が招集する。また、その請求を受取った日より 30 日以内に招集の手続きをしなければならない。

- ① 理事長が必要と認めた時
- ② 理事会が招集を決議した時
- ③ 5 分の 1 以上の正会員より、会議に付すべき事項を示した書面で招集の請求がされた時
- ④ 監事は総会招集の必要性を認めた時は、理事長に対し招集を要求することができる。
- ⑤ 臨時総会を招集するためには、会議の目的たる事項並びに日時場所を記載した書面をもって会日の 10 日前までに通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第 34 条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故があるときは、当該総会で議長を選出する。

(総会の決議)

第 35 条 総会は、正会員数の 3 分の 2 以上の正会員の出席により成立し、その決議は本定款に定めるもののほか、出席会員の過半数をもってこれを行う。

(議 決 権)

第 36 条 各正会員は、各 1 個の議決権を有する。

(総会の決議事項)

第 37 条 一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項のほか、次の事項は、総会の決議を経なければならない。

- ① 定款の変更
- ② 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- ③ 事業報告及び会計報告の承認
- ④ 役員を選任及び解任

- ⑤ 入会金及び会費の額の決定
- ⑥ 本会議所の解散
- ⑦ 解散の場合の会費の徴収、清算人の選任及び残余財産の処分方法の決定
- ⑧ 次に掲げる規程の設定及び変更、廃止
 - 1. 鎌ヶ谷青年会議所会員資格規程
 - 2. 鎌ヶ谷青年会議所役員選任方法に関する規程
 - 3. 鎌ヶ谷青年会議所運営規程
 - 4. 鎌ヶ谷青年会議所庶務規程
- ⑨ その他特に重要な事項

(総会の特別決議)

第 38 条 前条第 1 号及び第 6 号に掲げる事項を総会で決議するには、出席正会員の 3 分の 2 以上の多数によらなければならない。

(総会の決議事項の通知)

第 39 条 理事長は、総会の終了後、遅滞なく、その決議事項を会員に書面で通知しなければならない。

(議 事 録)

第 40 条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

第 5 章 理 事 会

(理事会の構成)

第 41 条 本会議所は、理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって理事会を構成する。

2 直前理事長、顧問及び監事は、理事会に出席し、意見を述べる事ができるが議決権は有さない。。

(理事会の招集)

第 42 条 理事会は毎月 1 回以上理事長がこれを招集する。

2 理事会構成員の 4 人以上が必要と認めた時は、書面により会議の目的たる事項を示し、理事会の招集を請求することが出来る。

(理事会の議長)

第 43 条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれにあたる。

(理事会の決議)

第 44 条 理事会は、その構成員の3分の2以上の出席により成立し、その決議は出席構成員の過半数をもってこれを行う。

(理事会の決議事項)

第 45 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を審議処理する。

- ① 総会に提出する議案
- ② 総会から委託された事項
- ③ 理事長、副理事長、専務理事及び顧問の選定及び解職
- ④ その他業務執行に必要な事項

(理事会の議事録)

第 46 条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第6章 例会及び委員会

(例 会)

第 47 条 別途定める鎌ヶ谷青年会議所運営規程の定めるところにより本会議所は、毎月例会を開催する。

2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(室及び委員会の設置)

第 48 条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査・研究・審議し、又実施するために委員会を設置する。又、必要に応じて委員会を統轄するために室を設置することができる。

(室及び委員会の構成)

第 49 条 室は室長、また委員会は委員長、副委員長及び委員若干名をもって構成する。

2 室長及び委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱し、副委員長及び委員は正会員のうちから委員長が理事会の承認を得て任命する。

3 正会員は理事長、直前理事長、副理事長、室長及び監事を除

き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第7章 資産と会計

(資産の構成)

第50条 本会議所の資産は、次の各号に掲げるもので構成する。

- ① 設立当初の財産目録記載の財産
- ② 会費
- ③ 入会金
- ④ 資産から生ずる果実
- ⑤ その他の収入

(資産の管理及びその方法)

第51条 本会議所の資産は、理事長がこれを管理し、その方法は、理事会の決議によりこれを定める。

2 資産のうち現金は、ゆうちょ銀行等の確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券を購入し、保管するものとする。

(予 算)

第52条 本会議所の毎年度の収入支出予算は、事業年度開始前に理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

(予算の区分及び執行)

第53条 本会議所の収入支出予算は、大科目に大別し、各大科目においてはこれを中科目に区分するものとする。

2 本会議所の収入支出予算の経費の金額は、各大科目の間又は中科目の間において相互に流用してはならない。ただし、総会の承認を得た場合は、この限りでない。

(決 算)

第54条 収入支出決算は、事業年度終了後1か月以内に、事業年度末現在の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

(余剰金の処分)

第55条 本会議所の事業年度決算における余剰金については定時社員総会

の決議により次年度繰越とするか、または本会議所と類似の目的をもつ他の地方公共団体の一般社団法人等に寄付するかを決定する事が出来る。

(特別会計)

第 56 条 本会議所は、特別の事業を実施するため又はその他の理由により必要があるときは、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計から生じた収支差額は、すべて資産に繰り入れなければならない。

(資産の団体性)

第 57 条 本会議所の会員は、その資格を喪失するに際し、本会議所の資産に対しいかなる請求もすることができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 58 条 この定款は、総会において出席正会員の 3 分の 2 以上の同意を経て、これを変更することができる。

(解 散)

第 59 条 本会議所は、一般法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において正会員の 3 分の 2 以上の同意を得て解散する。

2 前項に規定する事由以外の解散事由は次の通りとする。

- ① 目的とする事業の完了
- ② 破産
- ③ 正会員全員の死亡

(残余財産の帰属)

第 60 条 本会議所の解散の場合の残余財産は、総会において正会員の 3 分の 2 以上の同意を得て、本会議所と類似の目的をもつ他の団体に寄付する事が出来る。

(清算人)

第 61 条 本会議所の解散に際しては、清算人を総会に於いて選任する。

2 清算人は就任日から 6 ヶ月以内に清算事務を処理し、総会の

承認を得なければならない。

(解散後の会費の徴収)

第 6 2 条 本会議所は、解散後に於いても清算終了の日までは、総会の決議を得て債務を弁済するのに必要な限度内で、解散の日現在の会員より会費を徴収する事が出来る。

第 9 章 管 理

(定款等の備置)

第 6 3 条 理事長は、定款その他の諸規定・会員名簿並びに総会及び理事会の議事録を常に事務所に備え置かなければならない。

(報告書類の提出)

第 6 4 条 理事長は、在任年度終了後、速やかにその任期中の年度にかかる次の各号に掲げる書類（以下第 1 項書類という）を作成し、当該年度の監事に提出しなければならない。

① 事業報告

② 会計報告（収支決算書・貸借対照表・財産目録）

2 第 1 項書類の提出は、当該年度終了後、最初に開かれる通常総会の会日の 1 週間前までに行わなければならない。

3 第 1 項書類を受理した監事は、厳正なる監査を行い、その通常総会の前日までに意見書を作成し、当該理事長に提出しなければならない。

4 当該理事長は、第 1 項書類に前項の意見書を添えて通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

(報告書等の備置)

第 6 5 条 理事長は、前条に規定する第 1 項書類を、その通常総会の一週間前までに事務所に備え置かなければならない。

(書類の閲覧)

第 6 6 条 会員は、総会及び理事会議事録並びに第 9 章に関する管理書類をいつでも閲覧する事が出来る。

(報告書等の提出)

第 6 7 条 理事長は、通常総会終了後、遅滞なく本章に規定する第 1 項書類を

公益社団法人日本青年会議所会頭に提出しなければならない。

第10章 細則及び雑則

(定款変更の届出)

第68条 本会議所定款の変更があった場合には、変更部分を明示して、速やかに公益社団法人日本青年会議所会頭に届け出なければならない。

(施行規則等)

第69条 本会議所は本定款の運用を円滑にする為、本定款に定めるもののほか、施行に関する必要な細則を理事会の決議を経て理事長が定めるものとする。

第11章 附 則

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第70条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

千葉県鎌ヶ谷市北中沢2丁目10番3-302号

設立時社員 佐藤 宗之

千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷3丁目13番32号

設立時社員 齊藤 清光

千葉県鎌ヶ谷市東初富6丁目9番49号

設立時社員 後関 俊一

千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町2丁目17番16号

設立時社員 小沼 建志

千葉県鎌ヶ谷市初富136番地4

設立時社員 皆川 勝

千葉県柏市大津ヶ丘4丁目9番地10

設立時社員 山後 浩二

千葉県鎌ケ谷市東初富五丁目9番23号
設立時社員 目黒 哲

千葉県鎌ケ谷市南佐津間13番8号（クレスト式番館202号室）
設立時社員 渋谷 将重

千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷2丁目6番57号（メルベイク101）
設立時社員 田邊 政人

千葉県船橋市藤原8丁目23番23号
設立時社員 秋元 晴彦

千葉県松戸市八ヶ崎緑町3番地の1 サンクタス新松戸409号
設立時社員 河野 淳平

千葉県鎌ケ谷市右京塚12番37号
設立時社員 齋藤 健一

千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷3丁目13番31号
設立時社員 細野 由樹

千葉県鎌ケ谷市道野辺中央3丁目3番25号
設立時社員 三橋 史郎

千葉県鎌ケ谷市右京塚3番18号
設立時社員 竹内 直人

千葉県船橋市飯山満町2丁目1015番地20 8街区4-2画地
設立時社員 武田 素和

（法令の準拠）

第71条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人鎌ケ谷青年会議所設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士 矢部 智之は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成24年12月17日

設立時社員 佐藤 宗之

設立時社員 齊藤 清光

設立時社員 後関 俊一

設立時社員 小沼 建志

設立時社員 皆川 勝

設立時社員 山後 浩二

設立時社員 目黒 哲

設立時社員 渋谷 将重

設立時社員 田邊 政人

設立時社員 秋元 晴彦

設立時社員 河野 淳平

設立時社員 齋藤 健一

設立時社員 細野 由樹

設立時社員 三橋 史郎

設立時社員 竹内 直人

設立時社員 武田 素和

上記設立時社員の定款作成代理人
千葉県船橋市市場三丁目12番34号
司法書士 矢 部 智 之